木場為公園東園地建設工事(太陽光発電設備)

図面番号	図面名称
E 0 0	表紙・図面リスト
E 0 1	工事仕様書(電気設備) 1 / 3
E 0 2	工事仕様書(電気設備) 2 / 3
E 0 3	工事仕様書(電気設備) 3 / 3
E 0 4	配置図
E 0 5	計測表示機器姿図、蓄電システム系統図
E 0 6	太陽光発電、蓄電池設備 仕様書
E 0 7	太陽光発電、蓄電池設備 機械室詳細図
E 0 8	太陽光発電、蓄電池設備 平面図
E 0 9	太陽光発電設備 架台仕様及び詳細図
E 1 0	太陽光発電設備 制御盤仕様書、機器姿図

株式会社 大屋設備

質疑のある者は、 指定日時までに営繕課へ提出すること。 現場説明なし

監	1	修				年	月	B	工 事 名 木場潟公園東園地建設工事 (太陽光発電設備)	DATE 2022. 1	図 番 E00
課	石 長	川 県担当課長	: 土 オ	s 部 '	営 S	繕 	担担	当	図面名 表紙・図面リスト	SCALE NO S	CALE
									株式会社 大屋設備	DRAWING	

工事仕様書 (電気設備) 章 項 目 記 I. エ 事 概 要 PCB含有調査を ・ 行う (図示箇所) 8 事前調査 1. 工 事 名 称 木場潟公園東園地建設工事(太陽光発電設備) 2. 工 事 場 所 小松市三谷町地内 3. 完 成 期 日 令和 5 年 2 月 28 日 (余裕期間制度試行工事適用の場合は、左記を完成日の期限とする。) 指定部分 ① 無 · 有(指定期日:令和 年 月 日) 対象部分(概成工期 ⊙ 無 ・ 有(令和 年 月 日) 4. 建物概要 数 延面積(㎡) 消防令別表第一 備 考 建物名称 構造 階 S造 2階建(地階 階. 塔屋 階) 265.4 15項 体験施設 5. 別契約の関連工事 ⊙建築工事 ・電気設備工事 ⊙給排水衛生設備工事 ⊙空気調和設備工事 電話設備工事 ・昇降機設備工事 ・自家発電設備工事 ・厨房機器設備工事 ・屋外付帯工事 植栽工事 本工事の設備の主な工事内容は以下による。 太陽光発電設備------ 架台を設置し、太陽光モジュールは48KW以上を搭載する。専用機械室に 蓄電池設備------ 64kWh以上の蓄電池を設置する。 構内配電線路、構内通信線路、その他詳細は図面による。 Ⅱ. 工事仕様 1. 一般 仕様 1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準 仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成31年版)」(以下、「標準図」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気 設備工事編)(平成31年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)による。 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標 準仕様書を適用する。 2. 特記仕様 章は●印のものを、特記事項で選択する項目は・印に○印の付いたものを適用する。 ○ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ①印と※別の付いた場合は、共に適用する。 章 項 目 特 記 事 1 工事実績情報 請負金額5,000千円以上のものは工事実績情報登録を行う。 2 施工体制台帳の 下請負に付する場合は、施工体制台帳を作成し、現場に備え付ける。また、施工体系図を 作成等 | 工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げる。 3 他工事との スリーブ、箱入れなどその他工事との取り合いは、別表-1によるものとし、施工に支障をき 取り合い たさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。

(1.3.3)

(1, 3, 9(2))

(改1.4.3)

工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、打合せ記録、工事箇所図及び現況写真等を記載

・取り決めた工事区分を基に関連工事の関連業者との打合せを密に行い施工すること。

再資源化を図るもの(・ 蛍光ランプ ・ コンクリート ・ アスファルト

した工事報告書を毎月15日及び月末ごとに提出する。

· 特別管理産業廃棄物 (· PCB使用機器 ·

取外し後再使用するもの(・

⊙ 現場で再利用を図るもの (⊙ 残土(敷きならし)

木材

新築工事 ・改修工事(・執務並行改修 ・全館無人改修)

4 工事の記録

6 発生材の処理等・ 引渡しを要するもの (・

5 施工条件

7 再使用機材

通

項

_		・ 照明制御システム ② 変圧 2) 本工事の建物屋内で使用する揮発性有 する所要の品質及び性能を有するもの ① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	機化合物を放散する建築材料等は、設計	
_		 JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 		(1.4.1(2))
_				
-		② 建築基準法施行令第20条の7第4項③ 下記表示のあるJAS規格品	による国土交通大臣認定品	
-		a. 非ホルムアルデヒド系接着剤	使用	
		b. 接着剤等不使用 c. ホルムアルデヒドを発散しなり	、 十 七 田	
		d. ホルムアルデヒドを発散しな		
			及びホルムアルデヒドを発散しない材料↓ 及びホルムアルデヒドを発散しない塗料↓	
	10 機材の品質等	1) 本工事に使用する機材等は、設計図書		
		ただし、仮設に使用する機材は、新品 2) 下表に示す機材等の製造業者等は次の		(1.4.2(1)) この証明と
		なる資料又は外部機関が発行する評価	の書面を提出して、監督員の承諾を受け	る。ただし、
Д			証明となる資料等の提出を省略すること 築協会「建築材料・設備機材等品質性能	
^		(評価名簿の最新版)等である。		11 m - 12 J
		①品質及び性能に関する試験データが	「整備されていること。	
		②生産施設及び品質の管理が適切に行 ③安定的な供給が可能であること。	行われていること。	
		④法令等で定める許可、認可、認定と	には免許を取得していること。	
		⑤製造又は施工の実績があり、その(
		⑥販売、保守等の営業体制が整えられ 機 材		
		蛍光灯用の安定器	高圧機器	
Ħ.		蛍光灯器具 	絶縁監視装置	
		LED照明器具(一般屋内に限る) 照明制御装置	蓄電池 交流無停電電源装置	
		サージ防護デバイス (SPD)	太陽光発電装置	
		可変速運転用インバータ装置 盤類	監視カメラ装置 中央監視制御装置	
通	11 工事の 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実 社会への貢献として評価できる項目に関 より提出することができる。		Eの様式に (1.5.6)
	12 養生	1) 既存部分の養生範囲は、図示による。 2) 養生の方法及び備品・ロッカー等の移	動は、図示による。	(改1.7.1) (改1.7.2)
	13 撤去等	機器の撤去跡の壁面等の補修は、図示に	よる。	(改1.8.6)
	14 中間検査	中間検査の実施・有(日) (1.6.2)
	15 完成図	原図及び製本(等倍 1 部、A3縮小 3	部) 提出する。	(1. 7. 2)
事	16 保全に関する 資料	保全に関する資料は次のとおり、 1 部 ①建築物等の利用に関する説明書※ ②機器取扱説明書(主要機器一覧表とも)	是出する。	(1. 7. 3)
		③機器性能試験成績書(総合試運転報告	書とも)	
		④官公署届出書類 ※「建築物等の利用に関する説明書」作 国交省ホームページ(http://www.mlit.		ı_tebiki.htm)
	17 足場類	内部及び外部足場の種別は、図示による	,防護シート等の養生は図示による。	(改2.2.2)
項	18 仮設間仕切·扉	設置箇所、種別及び塗装仕上げは、図示	こよる。	(改2.2.3)
	19 工事用電力等	・既存施設に電力量計等を設けて使用	できる ① 発電機又は北陸電力引込	.み等 (改2.2.4)
2	20 監督員事務所等	 監督員事務所を ⊙ 設けない ・ 設 監督員事務所に設ける備品等 	ナる[· 1号 (10㎡程度) · 2号(2	O㎡程度)] (2.1.1(4))
		・保護帽 ・安全帯 ・長靴 ・書棚 ・黒板 ・寒暖計	・合羽 ・机 ・椅子 ・ ・	・懐中電灯
		・ 音伽 ・ 素板 ・ 奏喙計 3)設計図を工事監理用に製本 (等倍 1 部	・ 、A3縮小2部)し、監督員事務所等に	置く。

事 項

① 行わない

章	項目	特 記 事 項	
	21 快適トイレ	・ 快適トイレを設置すること。	
	(快適トイレ実施	※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。	
	要領に基づく)	快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施	要領」により費用
		を計上する。	
	22 工事現場の	工事現場には、下記掲示板を設置する。 (記入例)	(2. 1. 1 (†)
•	表示板	上段の地色は白色 エ 事 名 文字は青色 工期 自年月日~至年月	
		文字は青色 <u>工期 目 年 月 日~全 年 月</u> 発注者 石川県土木部営繕課	-
		下段の地色は青色	60cm
		対象の表現の表現では、	~75cm
		施工建築(施工業者名を記)	O
		電気(施工業者名を記)	·
		機 械 (施工業者名を記) 	
_		この工事は、週休2日に取り組んでいます	<u> </u>
		90cm —	
		設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。	
		工事句は、骨工事とも共通な石材とし、骨叉子は用コンググ体とする。	
	23 埋め戻し土	● 根切り土の中の良質土 (ただし、管の周囲は山砂)・ 山砂	(2. 2. 1
4n	24 塗装	下記露出金属電線管(亜鉛めっき面含む)は、塗装を行う。	(2. 7. 1
般		○ 屋外・屋内(・居室・機械室)	
	25 はつり	 1) 放射線透過検査を ・ 行う ○ 行わない(但し、鉄筋探査は行う。	、) (改2.11.2
	23 12 29	17 放射線透過検査を	
		3) 溝はつり深さは、図示による。	(改2.11.4
		4) 防水箇所の貫通処理方法は図示による。	(改2.11.5
		埋込配管等の探査、性能確認試験及び施工後確認試験は、図示による。	/7kg 19 3
 #	26 あと施工 アンカー	生色能量等の抹直、圧能推談政教及の他工技権認政教は、因外による。	(改2.12.3
	27 仮設備	仮設備は、図示による。	(改2.14.1
	28 県内産材料	石川県建設工事標準請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第6名 り、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事就 確認願いを提出する。	
	29 材料検査	 請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用する工事	材料は次のとおり。
通		⊙ 受変電機器⊙ 自家発電装置・ 照明器具類⊙ 配電盤類	避雷針
Œ		⊙ 通信機器・ 構内交換機器⊙ 接地材料・	•
	30 工事写真等	1) 同上立体心上压力可力产品维加聚板「高级工工家有担权系统(亚巴尔尔	こ、ことである
	の記録	1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(平成28年間 撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」による。	以)による工争子具
		2) 請負契約約款第14条第3項に定める工事写真は次のとおり。	
		○ 地中埋設配管部○ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部	○ 塗装工程
		・ 接地極埋設部・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所	⊙ 躯体内隠ぺい部
事		3) 区分による規格、枚数、部数は次による。	
		区分 規 格 撮 影 枚 数 部数 備 考 着工前 サービス版 監督員の指示による 部 工事期間中は現場事利	
		工事中 サービス版 監督員の指示による 1部 工事完成時に提出する	
		完成時 サービス版 監督員の指示による 部 A4用紙に整理した	もの
		4) 完成写真の撮影は、次による。 ・ 建築写真撮影業者 ① 建乳	
		5) 写真はA4版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出で 6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し	
項		きる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。	
~	31 部分払いの対象	 請負契約約款第37条第1項に定める部分払の対象とする工事材料は次のと	・おり。
	工事材料		. 03 7 0
		請負契約約款第49条に定める火災保険等は次のとおり。(加入期間は着エ	日より引渡日まで
	32 火災保険等	※ 組立保険・建設工事保険	

 工事名
 木場潟公園東園地建設工事 (太陽光発電設備)
 1

 図面名
 縮尺

 工事仕様書(電気設備)
 3枚組

石川県土木部営繕課

最終改訂 R4.4.1

	項目	特	記事項
	33 耐震施工		:臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震・対津 :行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工
			スは図示による。図示なきものは次による。
			・ 特定の施設 ① 一般の施設
		7171	(重要機器、一般機器) (重要機器、一般機器)
		耐震クラス 上層階、屋上及び塔屋	クラスS クラスA 2.0 1.5
		設置場所中間階	1. 5
		一階及び地下階	1. 0 (1. 5) 1. 0
		(注1) ()内の値は水槽類に適用	lする。
-		「危険物を貯蔵又は使用するが (注3)上層階は2~6階建以下の場 10~12階建の場合は上層 (注4)天井面(上階床)より支持さ	活動に必要な施設」、「多数の者が利用する施設」、
	34 電気工事士 35 電線本数·管路	500kW以上の自家用電気工作物において	が、前記指針の方法によらなくてもよい。 は第一種電気工事士により施工を行うように努める。 以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本
			図示表示と多少相違しても差し支えない。また、機械
!	36 名札の義務		·は、元請の現場代理人及び主任(監理)技術者は名札 ·であり、社員証等に替えることができる。 『』
		〇〇建設㈱	社員証
		■	郎
		K名 Δ Δ 太 A	カラー写真
		代表者 □□建一	- 代表印
		2mm 13mm 42	2mm 2mm 30mm 2mm
ŧ		211111 1311111 42	91mm
	27 泪啦会共这组		
	3/ 遅眺並六済削/	要 受注者は建設業退職金共済制度に加入し	し、本工事の掛金収納書を工事着工後速やかに監督員
	3/ 这眼並共済制。		し、本工事の掛金収納書を工事着工後速やかに監督員? 事務所に適用標識(シール)を掲示する。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み返	事務所に適用標識(シール)を掲示する。
		通じて発注者に提出する。また、現場 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み返 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 と積み込まず、また積み込ませない。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み返 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み返 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業車が過	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等運
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み設 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業車が過 搬使用している場合は、早急に不正物	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 公まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 状態を解消する措置を講ずる。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み設 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正数 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等運
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1)積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正装 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当 に害することのないようにする。	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 公まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 状態を解消する措置を講ずる。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1)積載重量制限を超えて土砂等を積み設 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正数 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当 に害することのないようにする。 6)「土砂等を運搬する大型自動車による	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 公まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等選 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4) 取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正数 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当 に害することのないようにする。 6) 「土砂等を運搬する大型自動車による 8月2日法律第131号。以下「法」 等の設立状況を踏まえ、同団体等への	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 公まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年 という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体 の加入者の使用を促進する。
	38 過積載等の 防止	通じて発注者に提出する。また、現場等 1)積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正数 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当 に害することのないようにする。 6)「土砂等を運搬する大型自動車による 8月2日法律第131号。以下「法」	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 公まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年 という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体 の加入者の使用を促進する。
	38 過積載等の	通じて発注者に提出する。また、現場等 1)積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ないようにする。 4)取引関係のあるダンプカー事業車が設 搬使用している場合は、早急に不正数 5)建設発生土の処理及び資材の購入に当 に害することのないようにする。 6)「土砂等を運搬する大型自動車による 8月2日法律第131号。以下「法」 等の設立状況を踏まえ、同団体等への 7) 1)から6)につき、元請建設業者は「	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年 という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体 の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した
2	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に	通じて発注者に提出する。また、現場等 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ない引関係のあるダンプカー事業にする。 4) 取引関係のあるダンプカー事急にするは、早急にすることのないようにする。 5) 建設発生土の処理及び資材の購入。 に害することのないようにする。 6) 「土砂等を運搬する大型自動下「会別を選集第131号。以下等を 等の設立状況を踏まえ、同団体者は 等の設立状況を踏まえ、同団業者は 下の設立状況を踏まえ、同団業者は 本工事は、石川県公共事業景観形成が 施工に努める。 ① 重点事業 「石川県建設工事総合評価方式試行要行 本工事において確実に履行し、「技術者	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年 という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体 の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した
2	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に	通じて発注者に提出する。また、現場等 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み送 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車 ない引関係のあるダンプカー事業にする。 4) 取引関係のあるダンプカー事急にするは、早急にすることのないようにする。 5) 建設発生土の処理及び資材の購入。 に害することのないようにする。 6) 「土砂等を運搬する大型自動下「会別を選集第131号。以下等を 等の設立状況を踏まえ、同団体者は 等の設立状況を踏まえ、同団業者は 下の設立状況を踏まえ、同団業者は 本工事は、石川県公共事業景観形成が 施工に努める。 ① 重点事業 「石川県建設工事総合評価方式試行要行 本工事において確実に履行し、「技術者	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 Aまず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年 という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体 の加入者の使用を促進する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した ・一般事業 頃」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の にた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。
2	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者に提出する。また、現場等 1)積載重量制限を超えて土事等に土を砂等を 3)過積車、不もし枠装着車、さる。 4)取引関係のあるダンプカー早急にあるが過度用しての処理及いようには資うにする。 5)建設発生土の処理及いよ大型自動以下に対している。 8月2日法律第13元請建設形成のののののののののののののののののののののののののののののののののののでは、1号ののののののでは、1号のののののでは、1号ののののでは、1号ののののでは、1号ののでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1号のでは、1	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 Aまず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の の力がよい。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の の力がよりに基づく下記の事業であり、景観に配慮した。 ・一般事業 通」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容に 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。 ・ 行わない
2	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者に提出する。また、積みでは 1)積載重量制度を超えて、車等に、できまりでできます。では、 1)積載重量制度を超えて、車がは、できまりであるが、できます。できます。できます。できます。できます。できます。できまずでは、できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでである。できまずでである。できまずでできます。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 Aまず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 し等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長しる 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 頃」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。)・行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品
2	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者に提出する。まで、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記では、表記で	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 Aまず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 医等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 通」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況を じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。)・行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマット
	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者に提出する。また、積みでは 1)積載重量制度を超えて、車等に、できまりでできます。では、 1)積載重量制度を超えて、車がは、できまりであるが、できます。できます。できます。できます。できます。できます。できまずでは、できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでできます。できまずでである。できまずでである。できまずでできます。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまずでである。できまが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 Aまず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 医等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 通」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況を じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。)・行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマット
	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者に提出する。また、現場等は、現場では、現場では、現場では、表示をできる。をできる。のでは、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 A まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 適」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。)・行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマット す。 名 称 年版)
	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発注者による。また、現場では、また、現場では、また、現場では、また、現場では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また。では、また、では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。。これ。。これ。これ。これ。これ。これ。これ。これ。これ。これ。これ。これ。こ	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 ②まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 通」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容に 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。) ・ 行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットす。 名 称 年版) 用ガイドライン【営繕工事編】(令和3年版)
	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発達者によりである。 また、現場では、現場では、現場では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 直等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の加入者の使用を促進する。 不下ラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容に 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。 ・ 行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットす。 名 称 年版) 用ガイドライン【営繕工事編】(令和3年版) にp://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.htm にp://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.htm にを受けるのの17.htm にない、
	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発達者によりである。 また、現場では、現場では、現場では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また、では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。では、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 ②まず、また積み込ませない。 を積み込まず、また積み込ませない。 事等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等過 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の加入者の使用を促進する。 下請建設業者を十分指導する。 イドラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 通」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容に 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。) ・ 行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットす。 名 称 年版) 用ガイドライン【営繕工事編】(令和3年版)
<u>1</u>	38 過積載等の 防止 39 景観への配慮 40 総合評価方式に おける技術提	通じて発達者に提起る。 表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	事務所に適用標識(シール)を掲示する。 込まず、また積み込ませない。 直等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長し 過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等が 大態を解消する措置を講ずる。 当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に る交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の加入者の使用を促進する。 不下ラインに基づく下記の事業であり、景観に配慮した・一般事業 領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容に 提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況に じた場合は、監督員と協議し、指示を受ける。 ・ 行わない 料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品 下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットす。 名 称 年版) 用ガイドライン【営繕工事編】(令和3年版) にp://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.htm にp://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.htm にを受けるのの17.htm にない、

1			大型	
	42 ·	公共事業労務費 調査の協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった 次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする	
克			① 調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をする	3 .
			②調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった。	た場合には、
ţ			その実施に協力する。 ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成する。	ると共に賃金台
通			帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を記	
事 頁			④ 下請負に付する場合には、当該下請工事受注者(当該下請工事の一部に係る 負人を含む)が前各号と同様の義務を負う旨を定める。	二次以降の下請
	43	事故の補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に もって適正な補償をしなければならない。 (法定外の労災保険を含む)	対して責任を
	1	分電盤等	1) キャビネット材質、仕上げ ① 鋼板製指定色塗装 ① 鋼板製溶融亜鉛 ① ステンレス鋼板製指定色塗装 ・	めっき (1.7.3)
電			2) 電力量計 ② 検定付 ・ 無検定	(1. 7. 6)
	2	配管引込部	地盤変位への配管対応は、 ⊙ 小規模 ・ 中規模 ・ 大規模	改(2.1.14(6)
カ	3	導入線	長さ1m以上の通線しない配管には 1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。	(2. 2. 9 (3)
· 设	4	管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路、高圧ケーブル、幹線ケーブルは (⊙ 60cm その他は (⊙ 30cm · cm) とする。	• cm) (2. 12. 2)
	5	標識シート等	1) 低圧の地中配線に標識シート(倍折)を敷設する。	(2. 12. 4)
請	6	索尔莱拉地场		不要 (2.12.5)
IH		雷保護接地極施工の試験	・ 板状 ・ 垂直 ・ 水平 ・ 環状 ・ 網状 ・ 構造体利用	(2. 17. 4)
	,	ルセユニ ひノ 古式 海央	1) 構造体利用等の接地極における接地抵抗測定の時期及び回数(2) 一般照明の照度測定を ・ 行う ① 行わない) (2. 10. 2)
) E	1	キュービクル式 配電盤等	1) キャビネット材質、仕上げ及び電力量計は、電力設備の分電盤等による。 2) 温度上昇性能試験を・・行う・・行わない	(1. 1. 3) (1. 1. 5) (1. 13. 1)
	2	交流遮断器	操作方式・・手動ばね操作方式・・電気操作方式	(1. 9. 1)
2	3	高圧進相 コンデンサ等	1) 進相コンデンサ絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド ・ ガス (SF6 2) 直列リアクトル絶縁方式 ・ 油入 ・ モールド	iは除く) _(1.9.3) (1.9.4)
電力	1	交流無停電 電源装置	・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電力 停電補償時間 ・ 分	7式 (2.2.1) (2.2.7)
宁载设计	2	電力平準化用 蓄電装置	1)機能(電力平準機能、電力補償機能及び放電停止機能)は図示による。 2)蓄電池 ① リチウム二次電池 ・ 鉛蓄電池 ・ ニッケル水素蓄電池 3)蓄電池の容量、期待寿命、放電回数及び放電時間は図示による。	(2. 3. 1 (2)) (2. 3. 5 (1)) (2. 3. 5 (2))
	1	ディーゼル	運転時間は、図示による。	(1. 1. 1 (5))
Ě	2	発電装置 燃料電池 発電装置	運転時間は、図示による。	(1. 5. 1 (5))
	3		1) 自立運転を ⊙ 行う ・ 行わない。2) 太陽電池アレイの公称出力は、図示による。	(1. 7. 1 (3)) (1. 7. 2 (2))
元	4	風力発電設備	騒音及び動的性能試験を ・ 行う ・ 行わない	(2. 7. 6)
井	5	その他	 1) 燃料油の種別及び配管等材料は、図示による。 2) 系統連系を ○ しない ・ する 	1. 1. 7. 1) (1. 1. 8) (1. 4. 1 (エ))等
O	1	端子盤等	キャビネット材質及び仕上げは、電力設備の分電盤等による。	(1. 4. 2)
直言	2	機器仕様	詳細機器仕様は、図示による。	(1.5.1)等
情紀	3	標識シート等	標識シート等は、電力設備の標識シート等による。	(2. 11. 3)
設備	4	テレビ 共同受信設備	受信調査を ・ 行う(チャンネル) ・ 行わない	(2. 19. 3)
つけらに見り即分前	1	警報盤	信号の伝送方式は、図示による。	(1. 2. 1)

	1 接地極				よる。なお接地棒に				は、				
		W:	=30 L	_=900mm以上	$\sqrt{14}\phi$ tw=40 L	_ =1,200mm以上	として	もよい。					
			接力	也の種類	記号	接地抵抗值	接	地	極				
			•	, 共 同 接 地	EA EB EC ED	Ω以下	• EB	(14 <i>ϕ</i>) ×3連ー		組			
0							·EP	-900×1					
			\odot	, 共 同 接 地	EA EC ED	10 Ω以下	⊙ EB	(14¢) ×3連ー	3	組			
						10 32以下	·EP	-900×1					
			•	 A 種	EA	10 Ω以下	• EB	(14¢) ×3連ー	2	組			
そ							·EP	-900×1					
				B 種	E _B	Ω以下	• EB	(14φ)×3連-	2	組			
							·EP	-900×1					
				C 種	Ec	10 Ω以下	• EB	$(14\phi) \times 3 連 -$		組			
				1 1 1	- t	10 11 22 1	• EP	−900 × 1					
			0	D 種	ΕD	100 Ω以下	EΒ	$(10\phi) \times 1 (L$	=1,00	00mm)			
の			•	D種 ELCB用	ED ELCB	100 Ω以下	ΕB	$(10\phi) \times 1 (L$	=1,00	Omm)			
				本に始ま の	_	10. 0 10 -	• EB	(14 <i>ϕ</i>) ×3連ー	2	組			
			•	高圧避雷器	Eu	10 Ω以下	• E P	-900×1					
			_	化二烷基品	_	10 ONT	• EB	$(14\phi) \times 3連$	2	組			
			•	低圧避雷器	Eu	10 Ω以下	·EP	-900×1					
			,	,		•	│ │ 雷保護設備	Eι	50 Ω以下	·EB	(14 <i>ϕ</i>) × 2連-	2	組
他				田水设以帰	<u> </u>	30 弘以下	·EP	-600×2					
			•	構造体接地									
			•	交 換 機 用	Et	Ω以下	ΕB	(14φ) × 3連-		組			
				│ │ 通 信 用	EAt	10 Ω以下		(14φ) × 3連-	2	組			
				ALL 111	— AC	10 11 20 1	• E P	-900×1					
			•	通信用	EDt EDa	100 Ω以下	ΕB	$(10\phi) \times 1 (L$	=1,0	00mm)			
			•	測 定 用	Εo		EB	$(10\phi) \times 1 (L$	=1, 0	(00mm			

特 記 事 項

章 項 目

		エ	事	内	容			電気	機械	建築	備	考
	 はり・床・壁]	雪洛如 (ロの生)		補	強	筋				建築図面	に図示
開	はり・休・空」	灵地叩(R C坦/		スリーフ	ブ、仮枠、穴	埋共	•			S造は建	築
	埋込形分電盤	• 端子般	・プルオ	ミックス	補	強	筋				建築図面	に図示
		-III) J IIII			仮		枠					
部	天井、壁ボー			地補強	下 均	地 補	強				建築図面	に図示
	(理込	(埋込形照明器具用)			ボー	が類切:	込み					
軽量	鉄骨へのボッ ク	クス取付	金具及び	i その取 [.]	付							
既成	は間仕切りへの 化	立置ボッ	クス及び	その取っ	付					•		
発電	『機、配電盤及で	び制御盤	等の基礎	<u>‡</u>						•	建築図面	に図示
避雷	針・TVアン	テナの屋	上コンク	リート	基礎(自立	立型の場合	(1			•		
配管	デピット及びふ7	<i>t</i> =								•		
床 ·	壁・天井の点									•	建築図面	に図示
自動	加扉、電動シャ	ッター、	防火ドア	等制御:	盤の一次個	則配管配線	Ę.				※ 1	
実騎	食台付属のコン-	セントな	どへの接	続(直	接に接続す	けるもの)						
機柄	成設備機器付属(の制御盤	への電源	供給の	配管配線						一次側	
機械設備機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)									•		二次側	
制征	1盤と動力盤間の	の電源供	給及び操	作回路	の渡り配領	管配線		•				
_ L AIA I	成設備機器と付属	星操作ス	イッチと	・の渡りi							天吊FCU、	換気扇等

 工事名
 木場潟公園東園地建設工事 (太陽光発電設備)
 2

 図面名
 工事仕様書(電気設備)
 2/3
 縮尺 _____

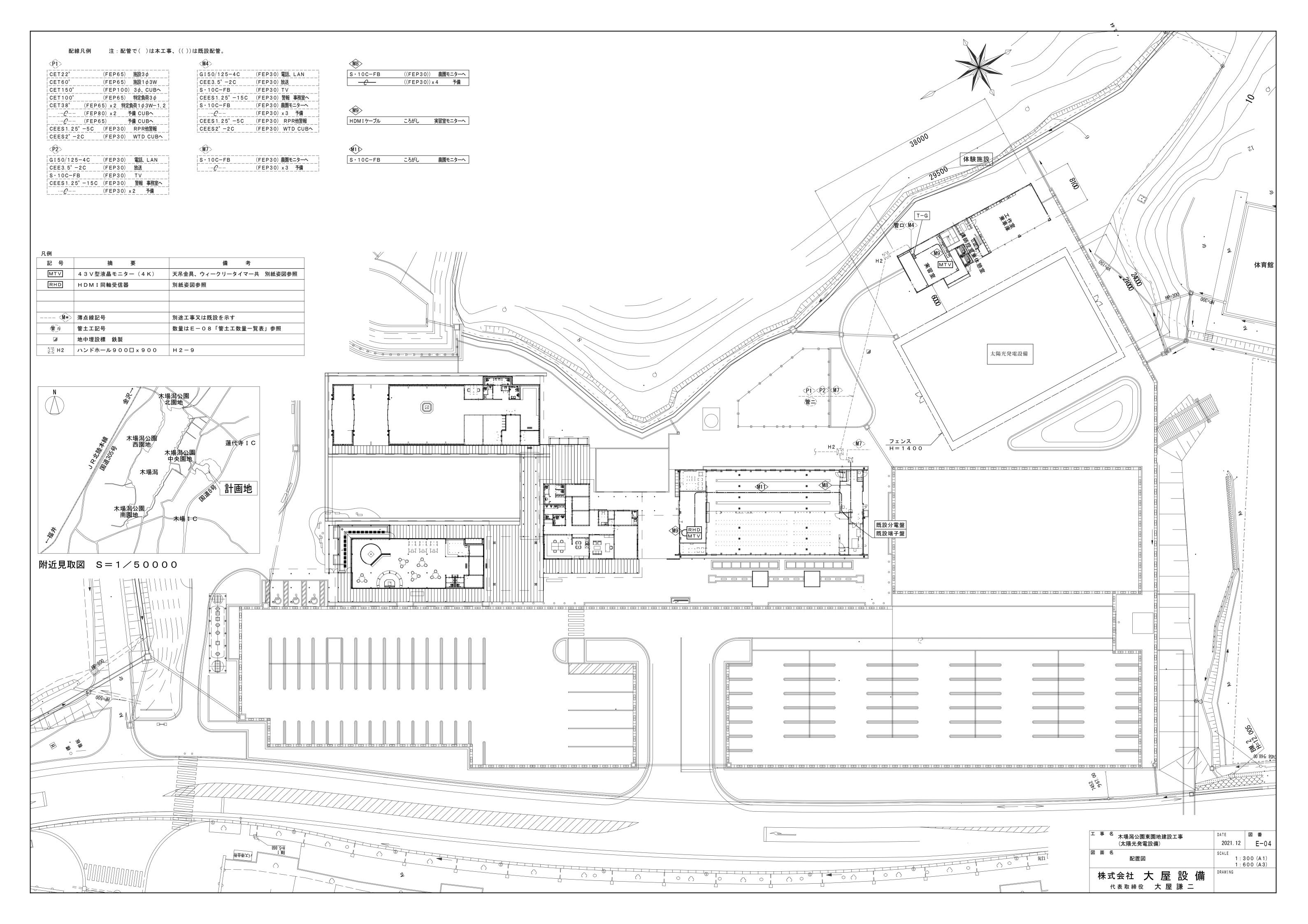
 設計

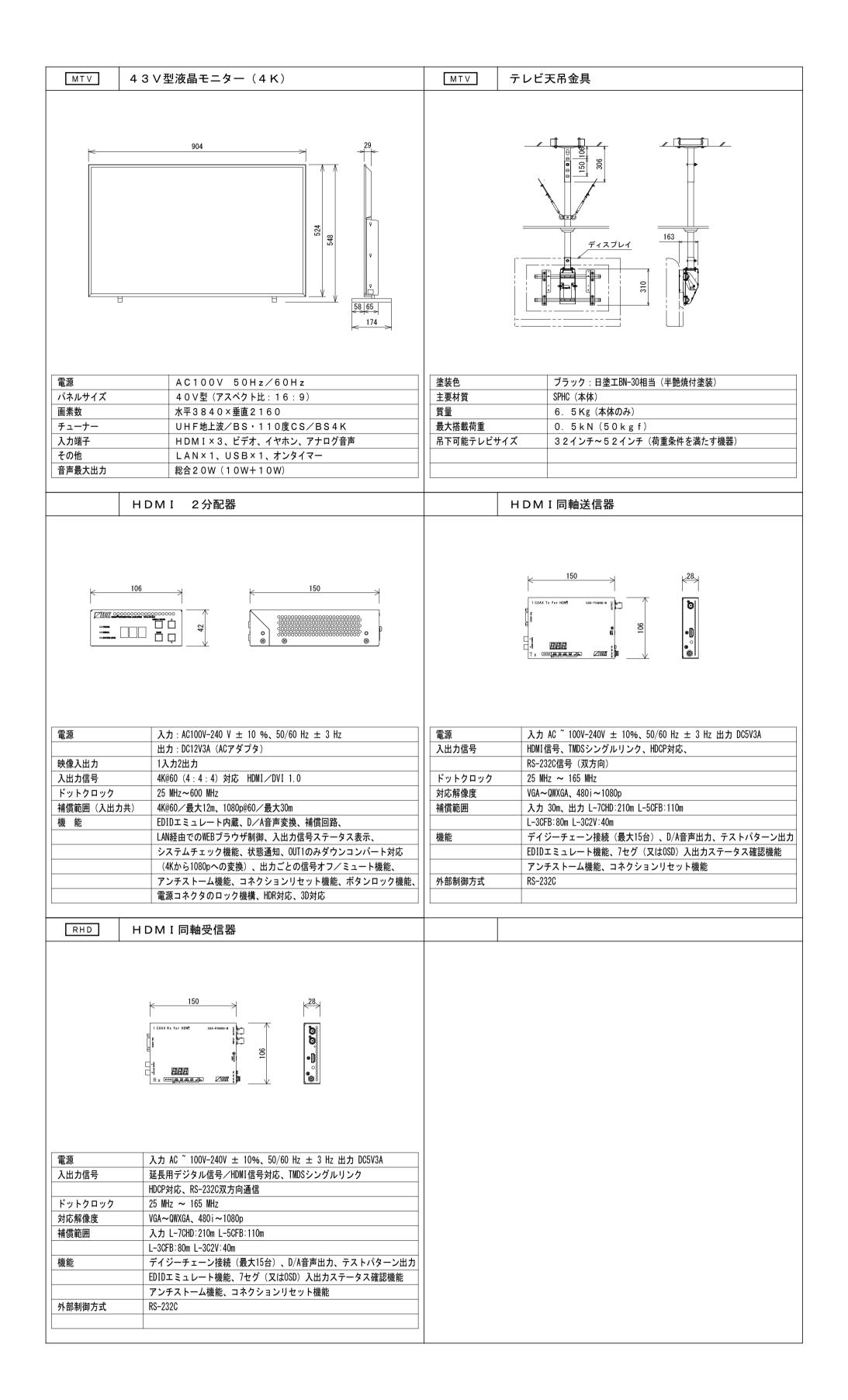
石川県土木部営繕課

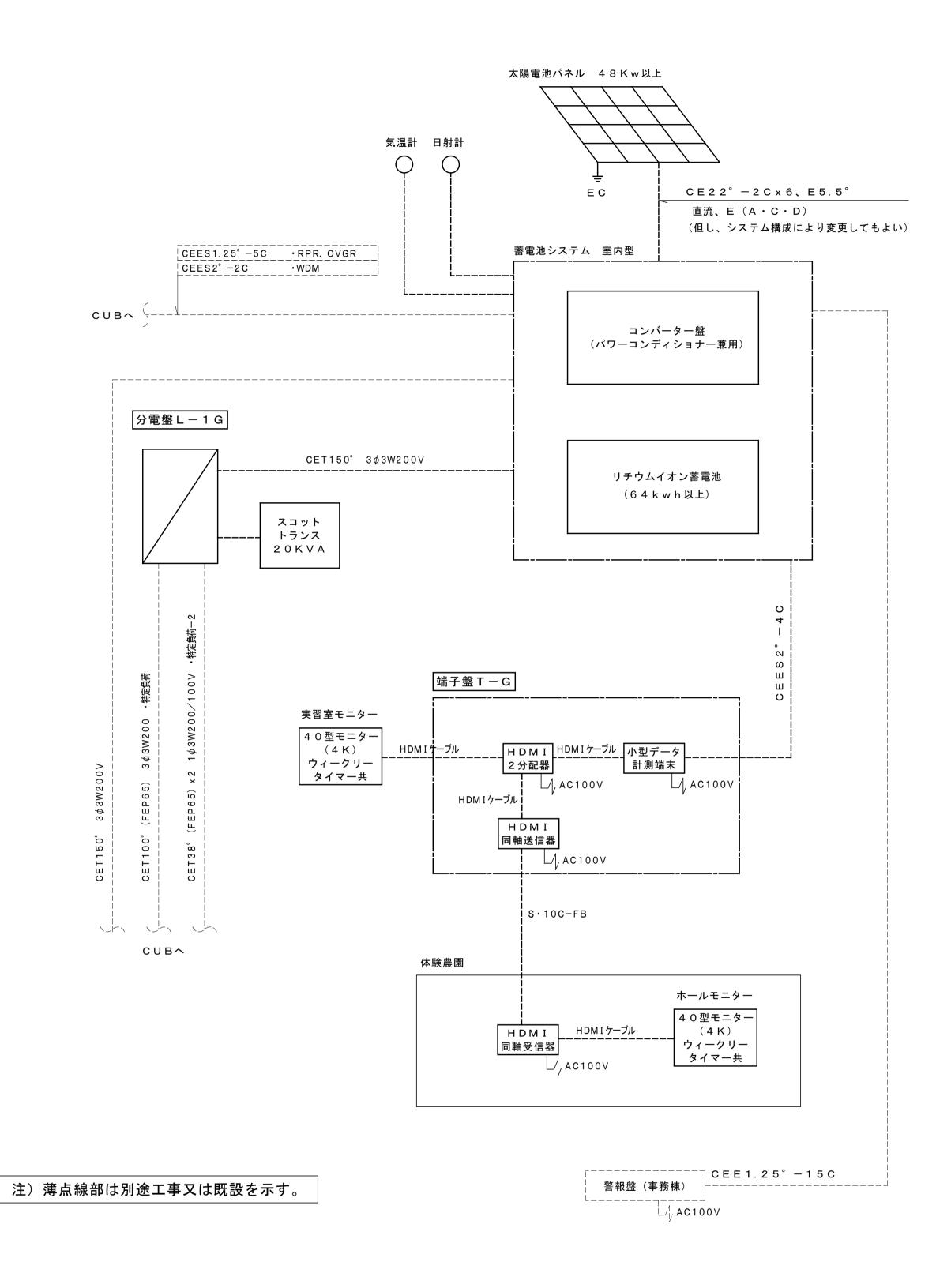
-	項目	特記事項
2	2 いしかわ週休 2日工事	1)適用 工事現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」(以下、「週休2日工事」という)の適用については、次のとおりとする。 ※ 対象 ・ 対象外
		2) 週休2日工事の内容 (1) 受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。 (2) 受注者は、現場着手前に週休2日の計画工程を工事工程表(様式2を標準とする)に記
,		入し、監督員に提出・共有すること。 (3) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有すること。 (4) 受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること
		(5) 週休2日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室HPの「いしかわ週休2日工事 実施要領」を参照すること。 (6)分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。
		(7)受注者は、発注者が必要と認めた場合、別に定めるアンケート調査に協力すること。 (8)当初設計において、週休2日(4週8休以上、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上) を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合型 価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正している。 (9)発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、(8)の補正分を減額する。 なお、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、工事成績評定で減点評価は
3	。 余裕期間制度 試行工事	行わない。 1)適用・対象工事
		○対象外2)余裕期間制度対象工事の内容(1)本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の
		着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度 (フレックス方式)試行要領に基づき実施するものとする。 (2)受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日と
		して設定することができる。 (3)受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定する ことができる。 (4)工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
		(5)受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。(6)受注者は、着工日までの余裕期間内に工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。)に着手してはならない。ただし、現場に搬入
		しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。 (7)受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。 (8)受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。 (9)余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。 (10)その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度
		(フレックス方式) 試行要領によるものとする。
		(着工日の期限) 契約締結日から起算して○ヶ月以内 (完成日の期限) 令和○年○月○日以内

工事名	木場潟公園東園地建設工 (太陽光発電設備)	事	番号	3
図面名	工事仕様書(電気設備)	3/3	縮尺	

石川県土木部営繕課







I	事	名	木場潟公園東園地建設工事 (太陽光発電設備)	DATE 2021. 2	図 番 E-05
図	面	名	計測表示機器姿図、蓄電システム系統図	SCALE N · S	3
	株		会社 大 屋 設 備 ^{表取締役} 大屋謙二	DRAWING	

太陽光発電、リチウムイオン蓄電池設備 仕様書

1. 一般事項

1. 1 適用範囲

本仕様書は、木場潟公園東園地体験施設(仮称)等建設工事(電気設備) における系統連系用 太陽光発電システム及び蓄電システムについて適用する。

1. 2 共通仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省官房官庁営繕部監修の 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」(以下「標準仕様書」という) 「公共建築工事改修標準仕様書(電気設備工事編)最新版」(以下「改修標準仕様書」という) 「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)最新版」(以下「標準図」という) による。

2 耐震に関する事項は、一般社団法人日本建築センター発行の 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による

3 機械設備工事及び建築工事を含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの 工事仕様書を適用する。

1. 3 適用規格・法規等

本工事の設計・施工に当たっては、下記の法令・規格等に基づくものとし、 また、電力系統への連系は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン

(最新版:資源エネルギー庁)によるものとする。 (1) 労働基準法 (2) 労働安全衛生法

(3)電気事業法 (4) 電気設備技術基準 (5)消防関係法規 (6)建築基準法

(7) 日本工業規格(JIS) (8) 日本電機工業会標準規格(JEM) (9) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC) (10)日本電線工業会規格(JCS)

1. 4 建築基準法に基づき指定する条件

地域区分に応じた風速 V : 30 (m/sec) : • I OI • III • IV 地表粗度区分

: 垂直積雪重量 1.5m (30N/cm·m2) 多雪地域の指定

2. システム概要

2. 1 設備の概要

工事名称 : 木場潟公園東園地体験施設(仮称)等建設工事(電気設備)

工事場所 : 小松市三谷町地内 連系する電力系統 : 北陸電力 高圧配電線

※電力への申請に係る費用は施工者負担とする

※受変電設備への接続は三相とする。

発電設備の種類 : 太陽光発電設備

太陽光発電・パワコン容量 設備容量

: 48kW以上

蓄電システム : 64kWh以上

(特定負荷への出力) 平 常 時:単相12kVA以下、三相38kVA以下 単独運転時:単相12kVA以下、三相38kVA以下

2.2 システム構成

本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池架台、リチウムイオン蓄電池、

データ計測装置等より構成する。(系統図参照)

平常時は、系統に連携し太陽光発電設備にて発電した電力を当該施設にて使用し、

余剰電力が生じた場合でも、電力会社側系統には供給しない。

非常時は、系統から切り離し単独運転するものとし、太陽光発電設備にて発電した

電力を蓄電池に貯め、特定の負荷に供給する。

2. 3 系統連系保護方式

本システムにおける連系保護装置は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件 ガイドライン」(令和元年:資源エネルギー庁)に沿って設置する ものとする。

下表に保護継電器の種類、設置相数、検出場所を示す。(高圧連系、逆潮流無)										
保護継電器の種類	Į	設置相数	検出場所							
(1)地絡過電圧継電器	(OVGR)	零相回路	受変電設備							
(2)逆電力継電器	(RPR)	1相	文文电欧洲							
(2)過電圧継電器	(OVR)	2相								
(3)不足電圧継電器	(UVR)	2相	インバータ出力点など							
(4)周波数上昇継電器	(OFR)	1相	低圧回路の検出可能な							
(5)周波数低下継電器	(UFR)	1相	場所							
(6)単独運転検出機能	(受動・能動)	1相								

2. 4 データ計測方式及びディスプレイ表示

本システムにおけるデータ計測に当たっては

瞬間の発電電力と電力量(日報、月報、年報、累計)が計測できるもの。

1 測定周期、演算周期、データ格納周期

データはPCに取込可能なこと

測定周期 :6秒程度

演算周期 : 1分程度(1時間の場合もあり)

データ格納周期 : 1分間及び1時間

2 データ収集・出力項目

項目	測定					
太陽光発電電力	瞬間、日報、月報、年報、累計					

3 表示画面の作成

5 画面を打合せの上、作成する。計測項目並びに発電量を表示する。 また、太陽光発電設備の仕組みと体験農園での特定負荷への電源供給の流れを説明する。

4 表示装置

40型液晶モニター(4K)×2ヶ所、HDMI分配器にて最大1080Pの画像を表示する。 週間タイマーの電源ON・OFFにより自動稼働可能なこととする。。

2.5納入機器範囲

納入機器は表一2に示す通りとする。

		表-2		
NO	機器名	仕 様	数量	備考
1. 2. 3. 4.	太陽電池モジュール 太陽電池架台 制御盤 操作盤	鋼製溶融亜鉛メッキ、可動式 屋内自立型 SUS、屋外設置	1 式 1 式 1 面 1 面	
5. 6.	接続箱 パワーコンディショナ	SUS、屋外設置 屋内(体験施設1F蓄電池室)設置	1 式 1 面	必要な場合のみ
7.	データ計測装置	屋内(実習室 端子盤内)	1式	小型 データ収集 装置

3.機器仕様

3. 1 太陽電池

外形寸法 : メーカー標準 設計用標準震度(KS):1.0

耐風圧: JIS C 8955により算定すること(用途係数 I: 1. 3 2 とする)

設置角度 : 0° ~90° 設置場所 : 地上 高さ制限 : 特になし

: 両面発電型パネルとする。 その他

3.2 架台及び制御盤

構造 : 農業生産と太陽光発電を共有する形式、電動 1 軸可動式架台、自動追尾式

外形寸法 : 図面参照

「鋼製、溶融亜鉛メッキ (◯HDZ35 ・HDZ55) 材質

: 3. 1太陽電池に同じ 強度

設置場所 :地上

稼働条件 : プログラムを元に、太陽の方角に合わせ東西方向に軸を自動で回転する。

降雪を検知し、モジュールを垂直にし自動で復帰する。 強風を検知し、モジュールを水平にし自動で復帰する。 操作盤により手動による操作を行える。 上記駆動が可能な、モーター及びセンサーを設置する。

各種警報を出力する。

気温センサー連動による駆動部の凍結防止ヒーターを設置すること。

3.3 基礎

: ○ 本工事 · 別途工事 · 既設 基礎工事区分

寸法 図面参照

材質 □ つ コンクリート ・ FRP ・ その他()

3. 4 接続箱 収納機器

: 入力回路断路端子及び逆流防止ダイオード 配線用しゃ断器 、 誘導雷保護器

材質 : ステンレス製

3. 5 コンバーター盤 (パワーコンディショナ兼用とする)

交流出力

自立運転機能 :自動切換 塗装色 :メーカー標準

: 1階 蓄電池室 扉大きさ:1600W×2000H 設置場所

搬入条件 : 搬入口あり(上記扉)

3.6 蓄電池

電池種類 :リチウムイオン蓄電池

設計用標準震度(KS):1.0

1階 蓄電池室 扉大きさ:1600W×2000H 設置場所

搬入条件 搬入口あり

その他 : 当該市町火災予防条例準拠品

4. 工事範囲

4.1 基礎工事

(1)地上に基礎を設置

4.2 架台設置工事

(1)新設基礎に架台を設置

4.3 据付・配線工事

(1)装置据付工事

(2)配線配管工事

4. 4 受電設備改修工事

発電量を上げる為、なるべく逆潮流させない出力抑制制御を行う。正確な受電量を把握する為、 高圧受電盤にトランスデューサー、CT、VT等の組込みの改修工事を行う。

4.5 接地工事

太陽電池架台及び接続箱、パワコン、蓄電池等の接地工事

5. 試運転・完成検査

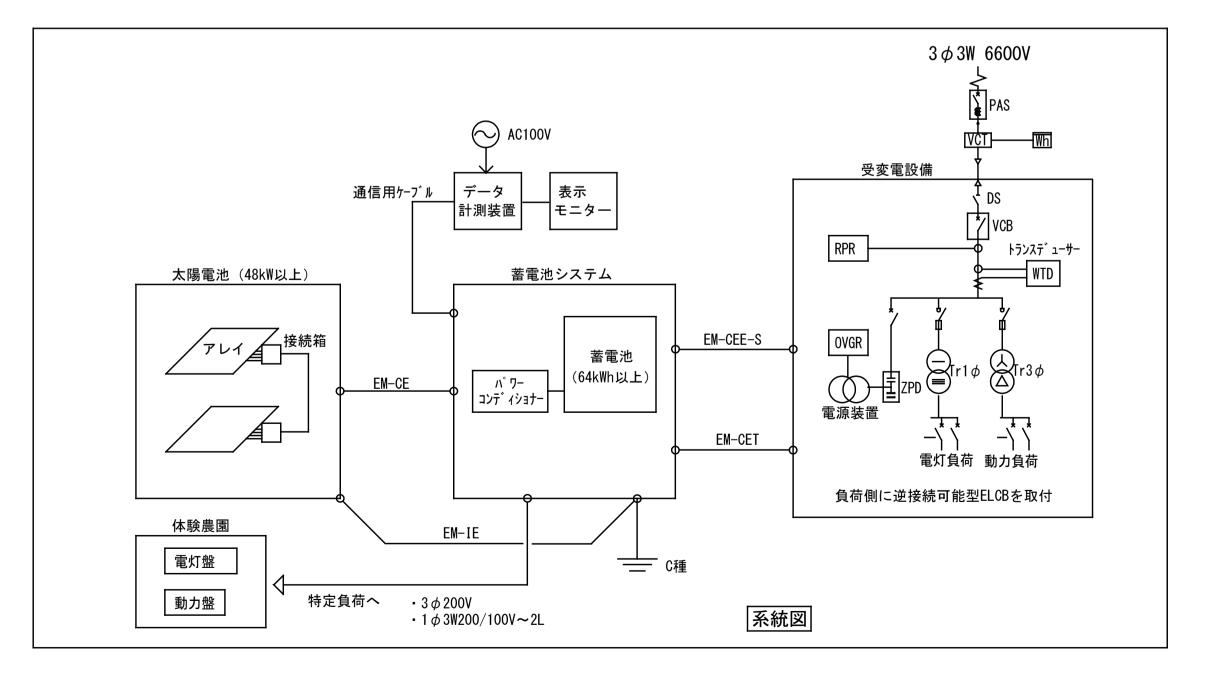
- 5.1 モジュール出力検査
- (1) 各モジュールの試験成績表の出力値がJISに適合していること。
- (2) 出力の合計値が2.1に示す容量の合計値以上であること。

5.2 下表の項目については試運転・検査・測定を行うこと。

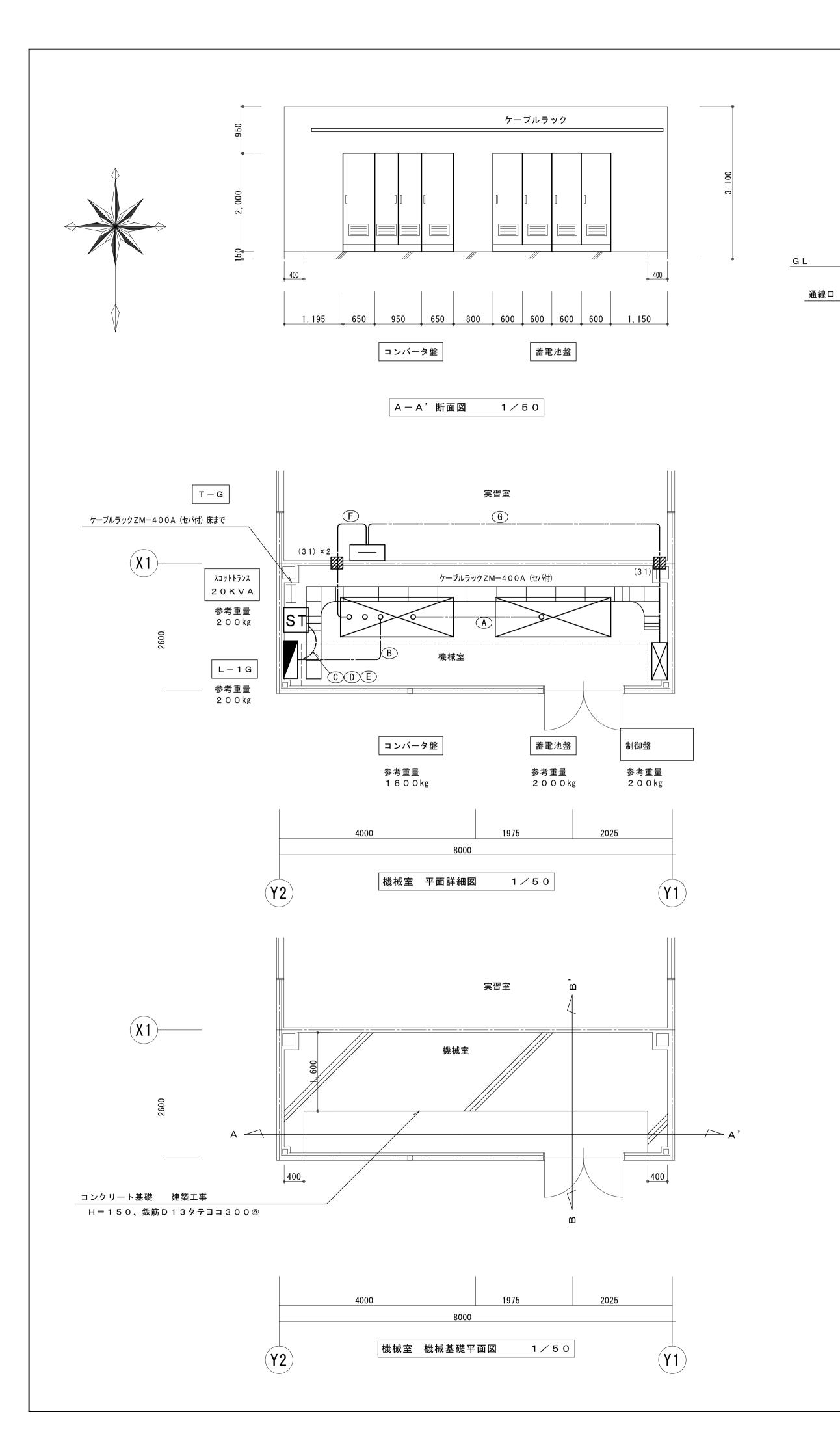
機器項目	太陽電池	接続箱	配線ケーブル	計測システム	蓄電池システム
外観検査	0	0	0	0	0
絶縁抵抗測定	〇注1	〇注1	0		〇注1
絶縁耐圧	〇注1	〇注1			〇注1
保護装置特性					〇注1
システム動作				〇注2	0
出力測定	〇注1				〇注1

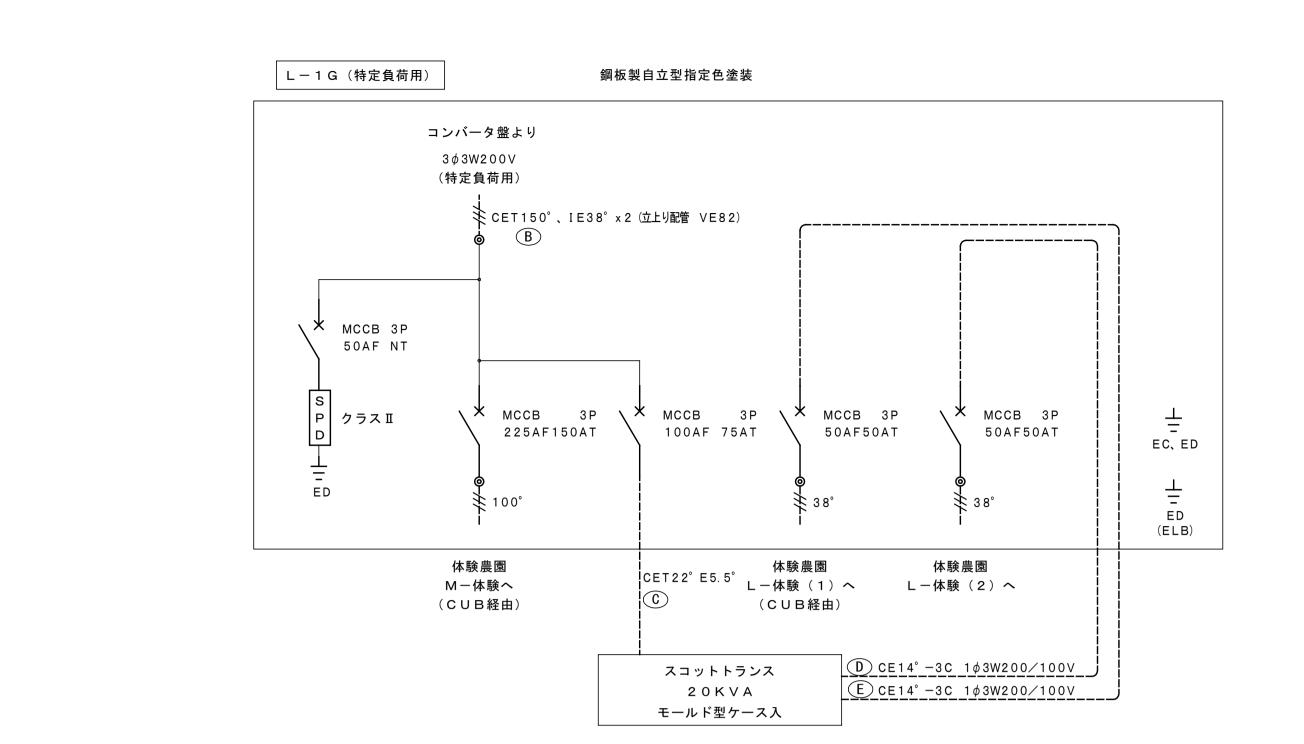
注1)現地又は工場試験とする。(事前に監督員と協議)

注2)計測誤差の評価も併せて実施。



T	事	名		_		夏地 記設備		Σ事		2021	. 12	図	番 E-(
図	面	名	太陽	光発	電、	蓄電	池設(備	仕様書	SCALE	N·S	3	
	株		社 以締	-	•	屋		է 	備	DRAWING	ì		





配管配線リスト

2600

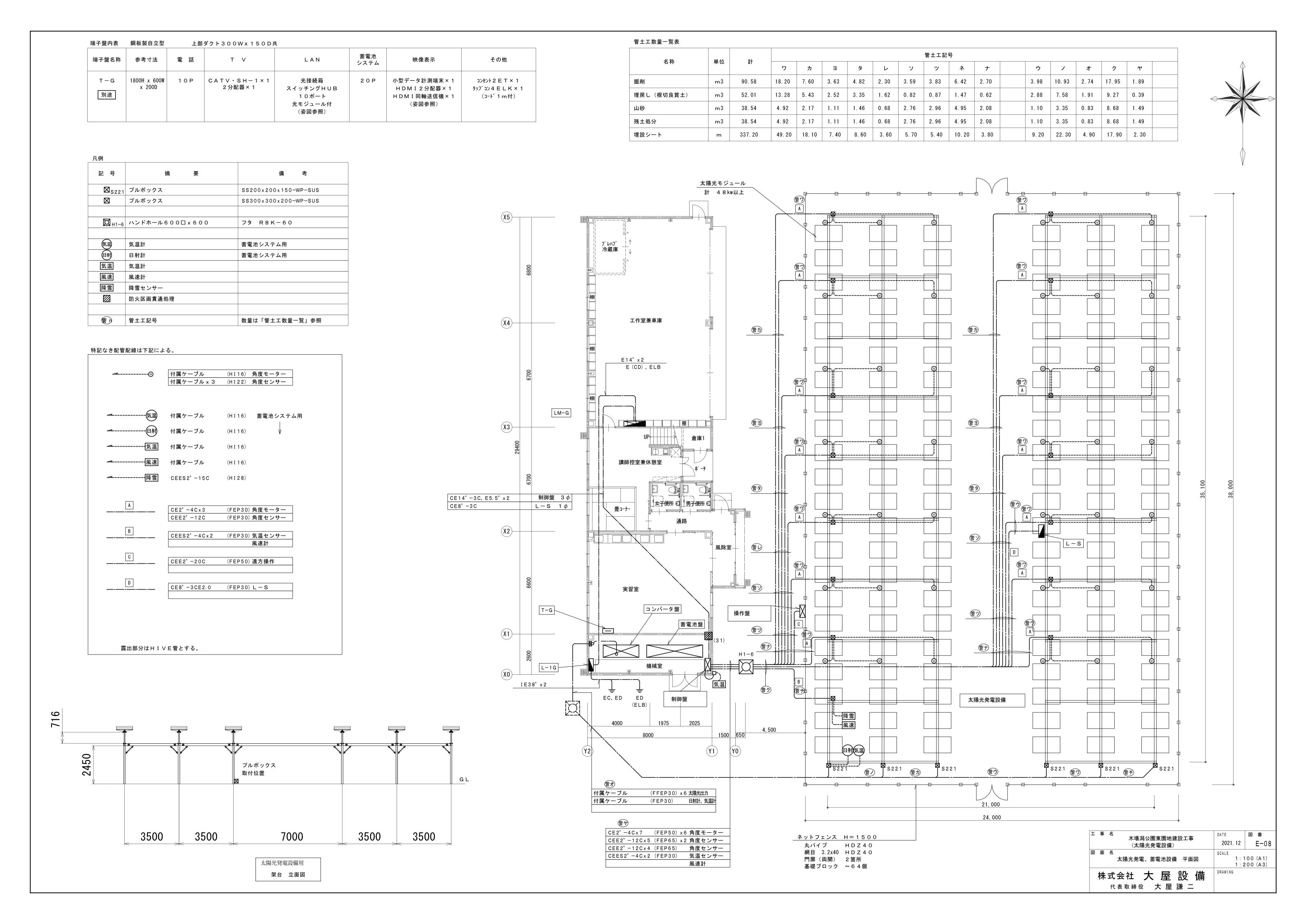
蓄電池盤

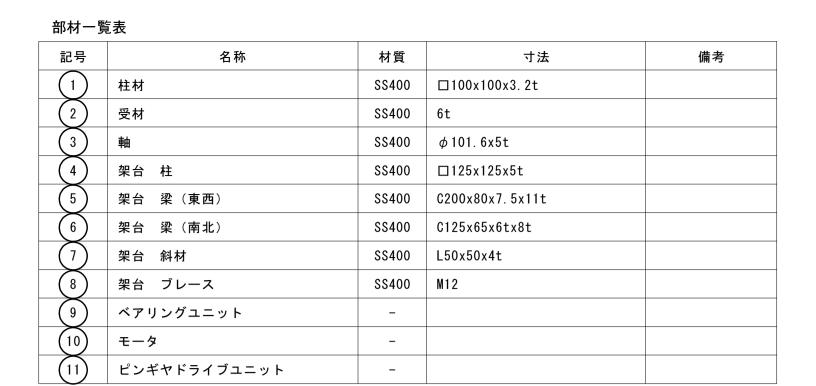
B-B'断面図 1/50

ケーブルラック

	配管配線リスト								
								:方法 □	
	記号	配線種別	用途	出	至	ラック	ころがし	配管種別	備考
								露出部 いんぺい部	
	F	CEES1. 25° -5C	OVGR	コンバータ盤	端子盤T-G	0		PF22	T - G ~ C U B ^
			RPR						
通		CEES1. 25° -15C	蓄電池システム警報	連携		0		PF22	T-G~休憩室棟警報盤へ
信			"	待機					
用			"	故障					
			" 系統	連系保護動作					
			"	OVGR 検出					
			"	RPR 検出					V
		CEES2° -2C	電力用トランスデューサー	WTD		0		PF22	T-G~CUB^
	G	CEES1.25° -5C	警報	故障制御盤	V	0		PF22	T-G~休憩室棟棟警報盤へ
	A	メーカー仕様による	各盤間連結線				0		
電									
カ									
線									

I	事	名 木場潟公園東園地建設工事	DATE	図番
		(太陽光発電設備)	2021. 12	E-07
义	面	名	SCALE	
		太陽光発電、蓄電池設備 機械室詳細図	1:	50 (A1)
		八吻儿儿电、笛电儿欧洲	1:1	00 (A3)
	杜	式会社 大 屋 設 備	DRAWING	
	怀	式会社 大屋設備		
		代表取締役 大屋謙二		





参考重量及び架台仕様

可動式架台全基の質量(参考値)

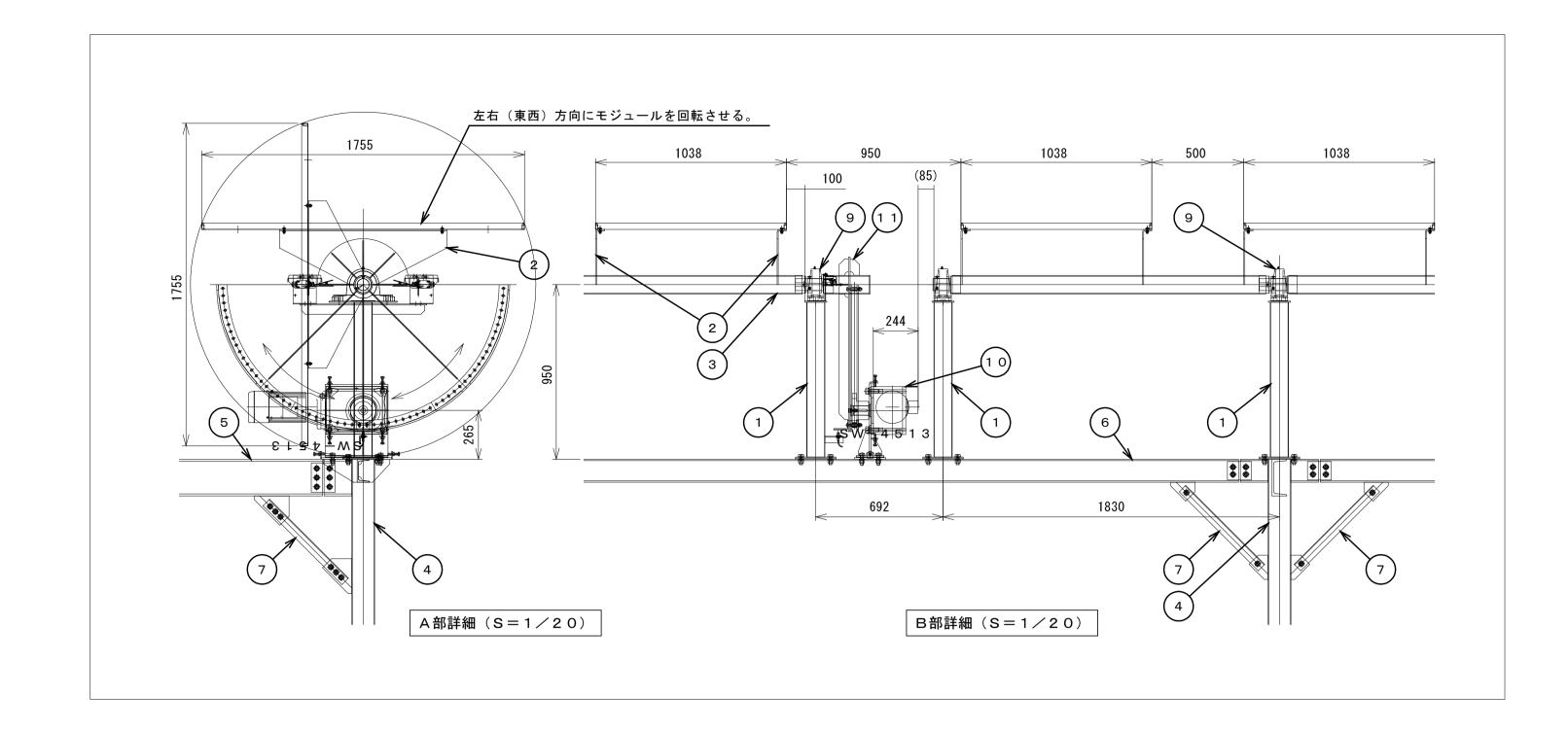
モジュール重量3,168 (kg)架台部重量22,400 (kg)合計25,568 (kg)

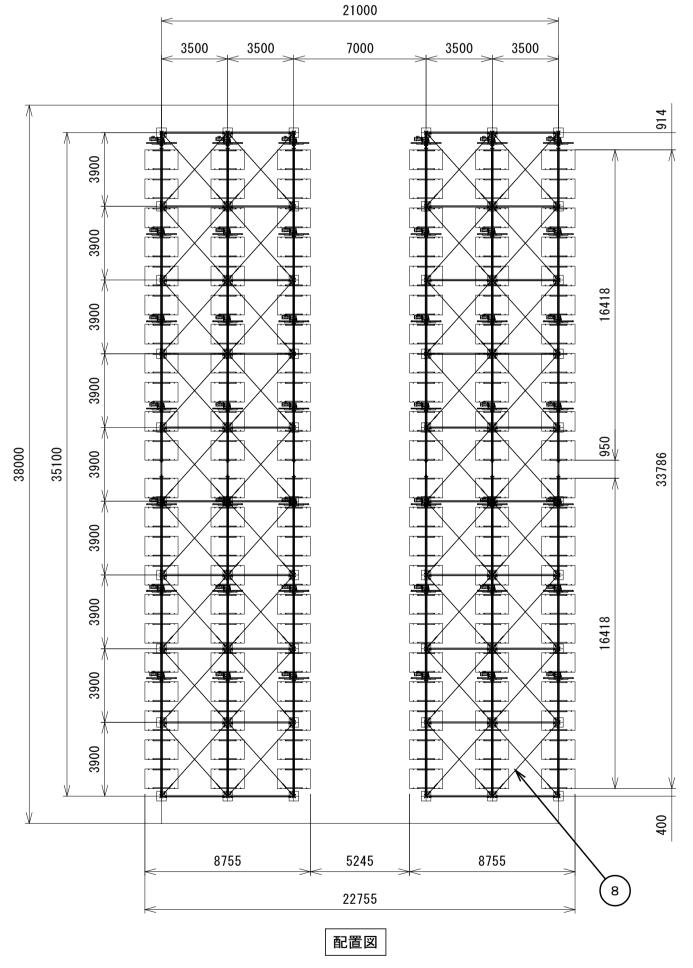
架台材質

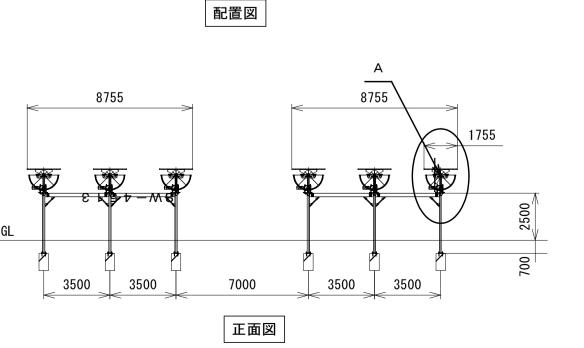
SS400 (溶融亜鉛メッキ仕上げ)

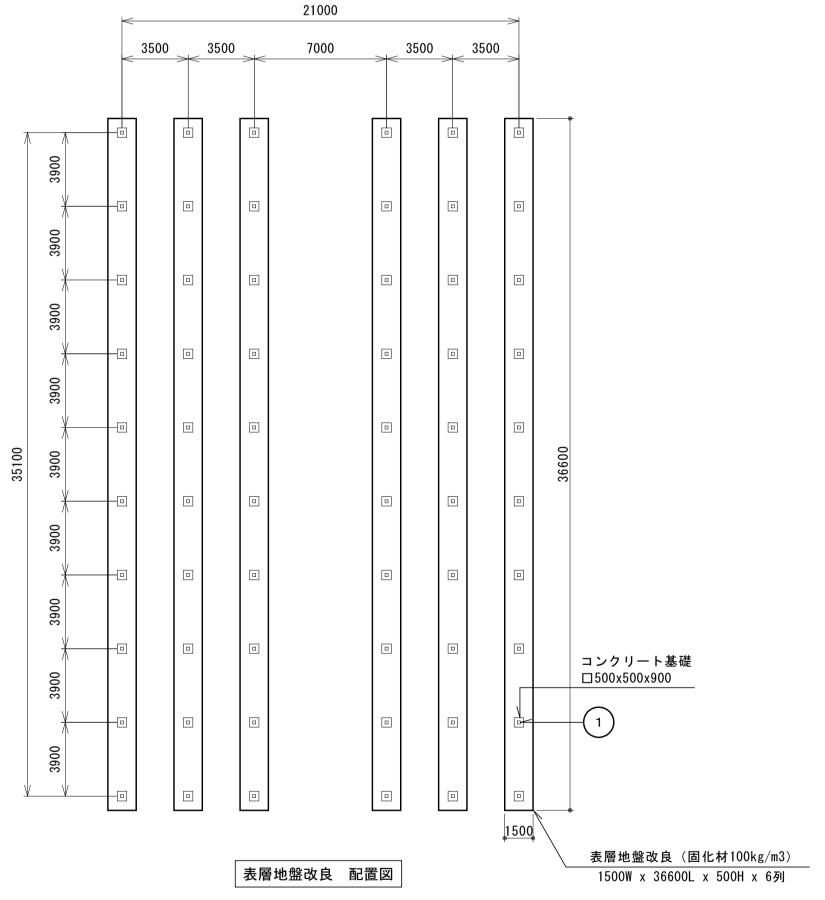
耐風圧

太陽光JISによる。









16418

3900

3900

160

209.8

16418

3900

3900

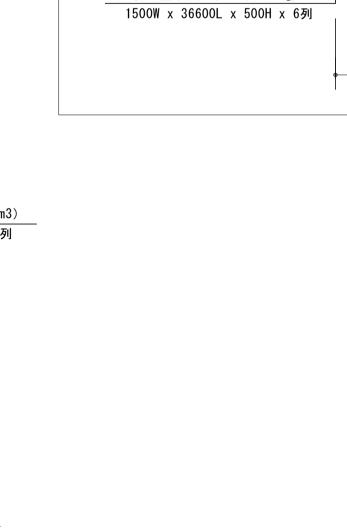
3900

側面図

3900

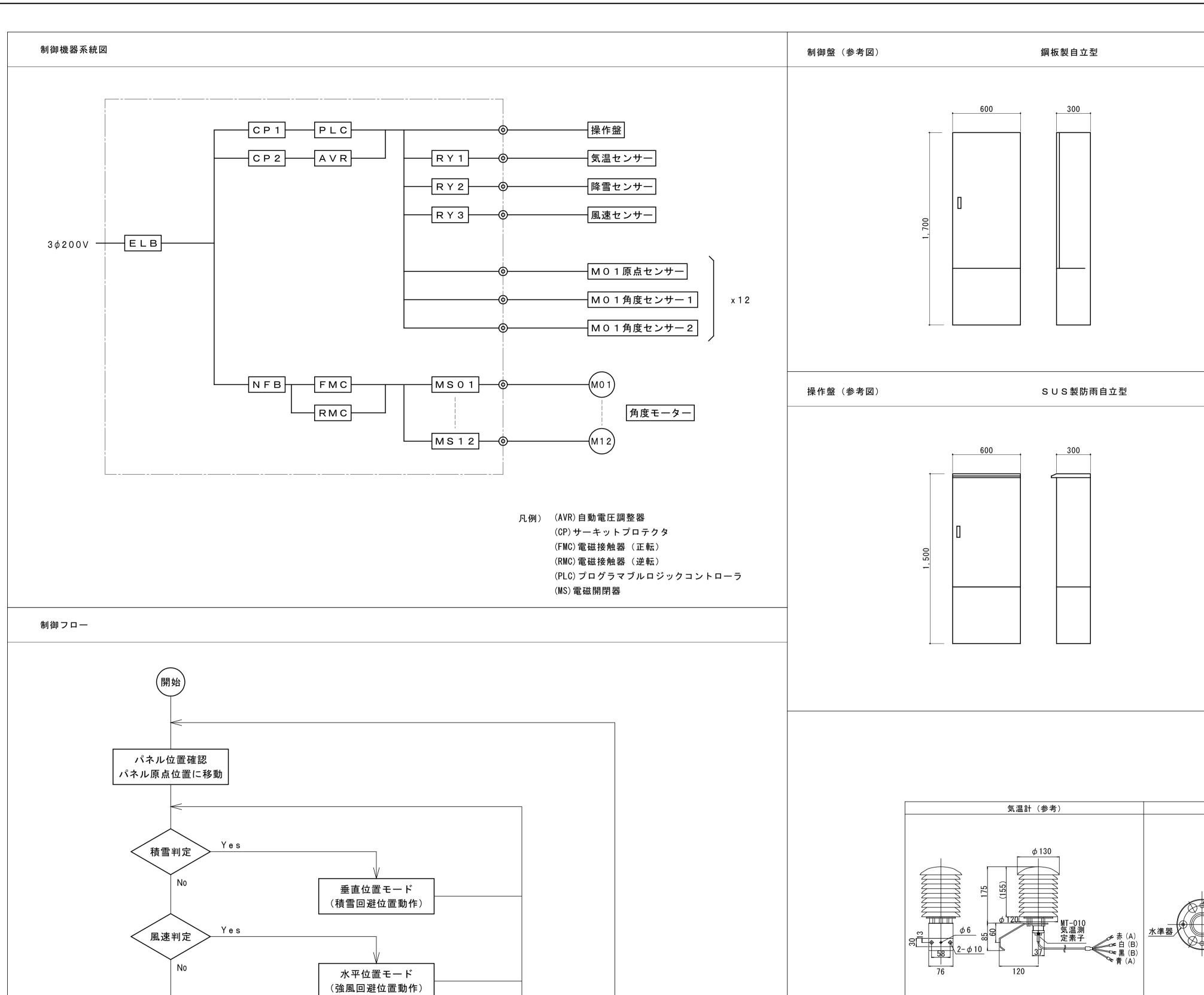
3900

3900



基礎詳細図(S=1/50)	太陽光基礎に伴う以下の工事は同時期に行う事と・表層改良工事・太陽光基礎工事・土壌搬出の上、ウッドチップ敷き均し・暗渠管敷設工事	する。関連業者と綿密に打合せの上、施工すること。
<u>土壌搬出の上、ウッド</u> GL-700まで	チップ敷き均し(別途工事、ハッチング部)	
200 200	コンクリート基礎 □500x500x900 参考値とし、詳細は 太陽光JISによる	G L
表層地盤改良(固化材100kg/m3) 1500W x 36600L x 500H x 6列	暗渠管は別途工事	暗渠管は別途工事
	3, 900	3, 900

エ	事	名	木場潟公園東園地建設工事 (太陽光発電設備)	DATE 2021. 12	図 番 E-09		
図	面	名	太陽光発電設備 架台仕様及び詳細図		SCALE 1:20,1: 50,1:200 (A1) 1:40,1:100,1:400 (A3)		
	株		会社 大 屋 設 備 ^{表取締役} 大屋謙二		DRAWING		

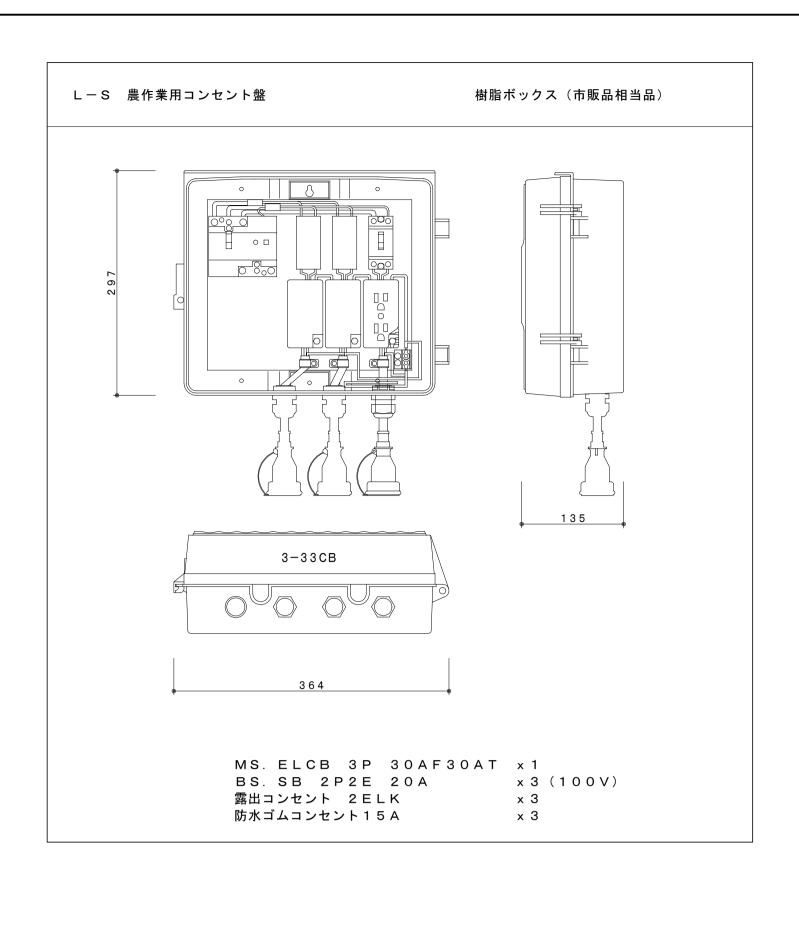


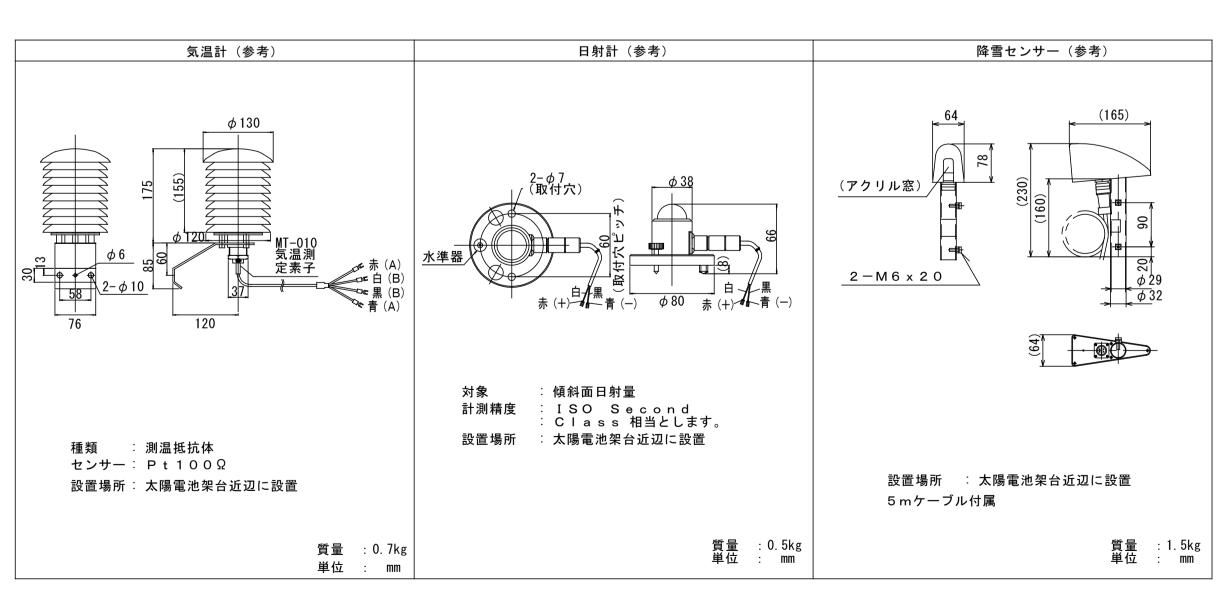
Yes

角度調整モード

(パラメータ位置動作)

※強風と積雪の同時検出時は強風を優先し、風が未検出となった時に垂直動作を行う。





I	事	名		-	東園地建 電設備)	DATE 2021. 12	図 番 E-10		
図	面	名	太陽光発電設備 制御盤仕様書、機器姿図				SCALE N	·S	
	株:		会社	-	屋 大屋	設 謙二	備	DRAWING	